

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第4回 商標』 ～商品名をつけるときに注意すべきこと～

【相談内容】

前回、自社の新商品の名称(商標)が、他社の登録商標であるという警告を受け、その対応方法を教えてもらいました。結果として、商標の使用中止、商品の回収、チラシやカタログの破棄などをせざるを得ませんでした。今後このようことが起きないようにするには、事前にこういった対策が必要でしょうか?

【お答え】

新製品を販売するときには、他人の登録商標と異なるマーク(名前、図形や記号)を商品に使用することです。

その際注意することは次の2点です。

1. 商品の名称を考えると、お客様がその商品を思い起こすような名前を付けるのがベストです。以下のことに注意してください。

- 人まねは絶対しない。
- 誰のものかわからないような名称(商品そのものを示す普通名称や商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途などの表現をそのまま使用すること)は避ける。

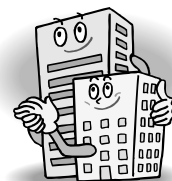
2. 次に、その名称(商標)が、他人により既に商標登録されたものでないかどうかを調査してください。その調査は、特許庁が提供している電子図書館(IPDL)で行うことができます。もし、同じような商品で似たような登録商標が出てきたら名称変更を検討してください。

上記の1・2の条件を満たし、かつ、それを商品の名称(商標)として使用することが決まったら、できるだけ早めに、特許庁に商標登録出願の手続きをしましょう。

この手続きは、出願費用(最低12,000円)のみで自分でもできますが、弁理士に依頼する場合は更に数万円の手数料が必要となります。



商標は企業の顔



① 調査する

IPDLによる先行出願調査で似たものがないことを確認する



② 「YYYY」を商標出願する

③ 商品名を「YYYY」として販売する



なお、商標権に係わる具体的な疑問(事前調査方法、出願書類の書き方、専門家への依頼方法など)がありましたら、下記窓口へご相談ください。

担当 知的財産活用推進員

児玉 俊一



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター